

令和8年1月に発生した農作業死傷事故 3月のワンポイント 農林水産省HP等による公表

タイトル：久しぶりの農作業前には 点検・整備を！

<1月に発生した農作業死傷事故：13件>

うち農業機械作業に係るもの：10件



- 1月は8件の死亡事故を含む13件の死傷事故が報告されました。
- 8件発生した死亡事故のうち、乗用型トラクターの転落による事故が4件を占めています。この中には、シートベルトの装着をしていなかったため、投げ出されトラクターの下敷きになった事例がありました。
- 乗用型トラクターの転倒・転落により、トラクターの下敷き事故を防ぐためには安全キャブ・フレームが装備されたトラクターの使用とシートベルトの着用をセットで行うことが重要です。
- 道路運送車両の保安基準改正により、令和9年1月1日以降に製造された乗用型トラクターでは、道路を走行する際にシートベルトの着用が義務化されます。（[トラクターのシートベルト着用義務化について：農林水産省](#)）着用の義務化が開始される前から、道路走行時に限らず、シートベルトの着用を習慣化させましょう。

<3月のワンポイント>

- 令和8年2月に公表した、令和6年の農作業事故死亡者数は287人と、前年より51人増加しています。特に5月から9月における事故が52人増加と、全体の増加数を超えており、夏場の高温が影響している可能性が考えられます。
- 今年は熱中症等対策研修強化期間を1か月前倒され、4月～6月となりました。各地域で開催される研修に積極的に参加いただき、熱中症等への対応について正しい知識を学びましょう。
- また、3月は全国的に農繁期に入り、久しぶりに農業機械を動かす方もいらっしゃると思います。機械を動かす前には、取扱説明書を読み、点検・整備を行いましょ。
- 点検・整備を行う際には、ヘルメットを装着しましょう。機械は平坦で広い場所に置き、エンジンを止め駐車ブレーキを掛けた状態で行いましょう。昇降部を確認する際には、ジャッキで固定をするなど落下防止対策をしっかりと行いましょう。

点検時の注意

昇降部には
ジャッキを設置



点検時にも
ヘルメットを装着

